

「臨時運行許可事務取扱いに関する調査」について

国土交通省 東北運輸局
自動車技術安全部管理課
令和6年8月

調査実施概要

- 臨時運行許可証、臨時運行許可番号標の適正管理の観点から、自治体が行う臨時運行許可業務の実態を把握し、その結果を踏まえた今後の効果的な技術的助言を検討する目的で調査を実施するもの。
先行して近畿運輸局において、近畿運輸局管内の自治体における臨時運行許可業務の実態調査を実施したところであるが、全国の臨時運行許可業務を実施している自治体へも調査を実施し、各運輸局管内の実態を把握する必要があることから実施したもの。
- 臨時運行許可を実施している東北局管内の自治体は165市町村（77市、86町、2村）となっている。
- 当該165市町村に対し令和4年度の実績を対象とし、臨時運行許可証、番号標の取扱い等の実態について調査を実施し、全対象市町村から回答を得た。

臨時運行許可制度とは

○なぜ臨時運行許可制度が存在するのか・・・

大前提

未登録や車検の切れた自動車は運行できない

しかしながら、

- ・積載車がないと車検場などに運べない
- ・積載車に載せられないような大きな車両は動かさない、等の不都合が生じる

⇒期間や経路、目的などを限定して特別に運行を可能にしている。

運行の際には貸与された臨時運行許可番号標(仮ナンバー)や臨時運行許可証を正しく表示する必要がある。また、ヒトやモノを運ぶために使用することは当然不可。



申請先	市、特別区、政令で定める町村長等
期間	必要に応じた最小限度の日数。原則最大5日以内
経路	発着地2点を結ぶ区間。
目的	車検、登録、封印を受けるために走行する場合やその他特に必要と認められる場合。

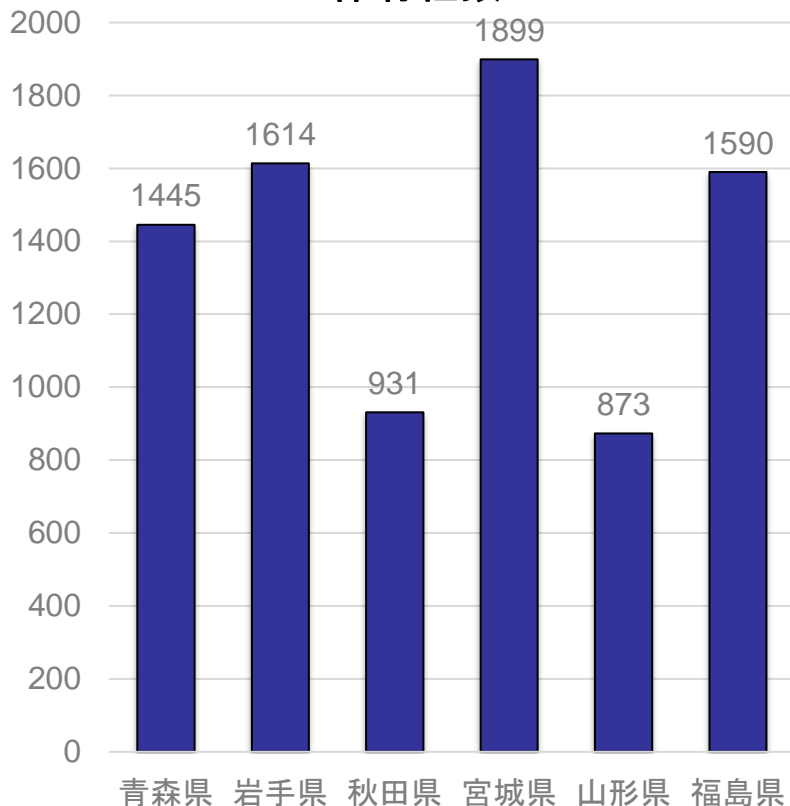
臨時運行許可番号標の保有組数・貸与件数(県別)

●保有組数は都道府県ごとに差がある状況。

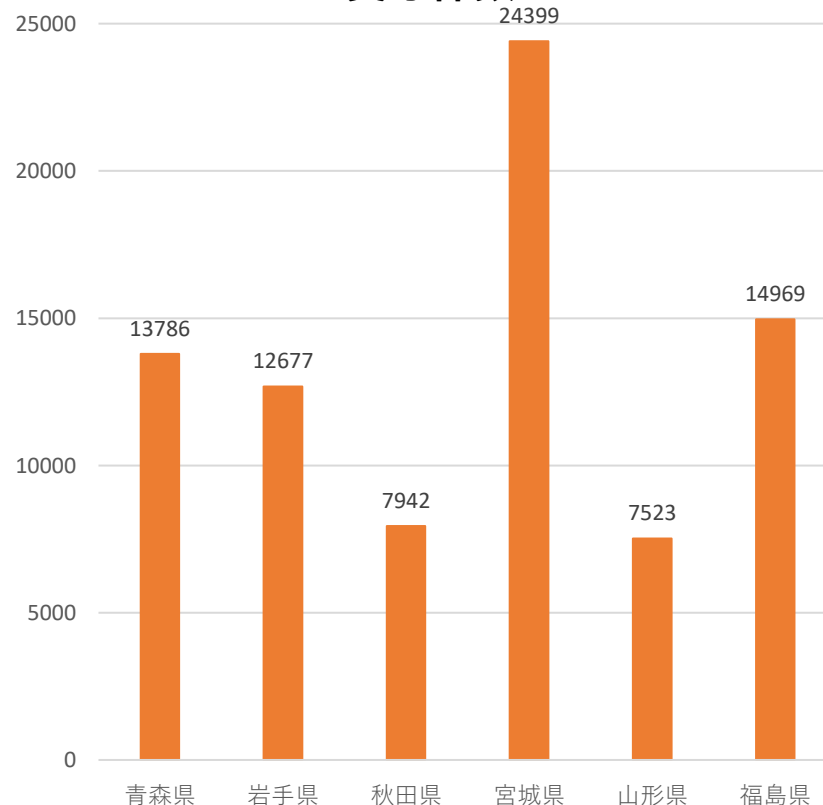
最も多いのが宮城県の1,899組、最少が山形県の873組。

●貸与件数についても、最も多いのが宮城県の2,4399件、最少が山形県の7,523件となっている。

保有組数

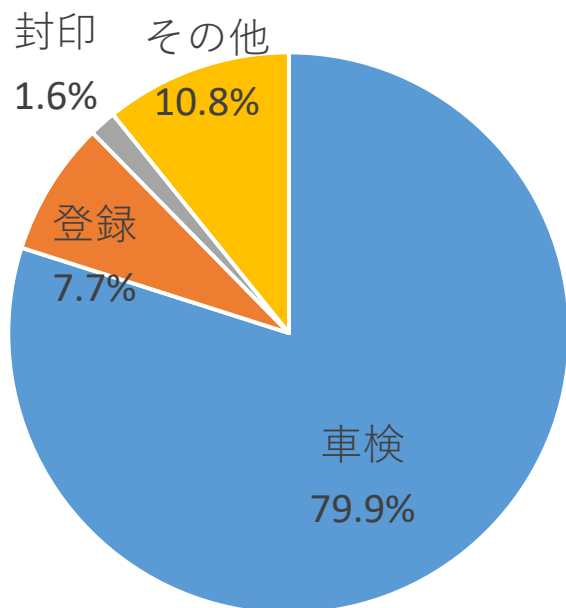


貸与件数

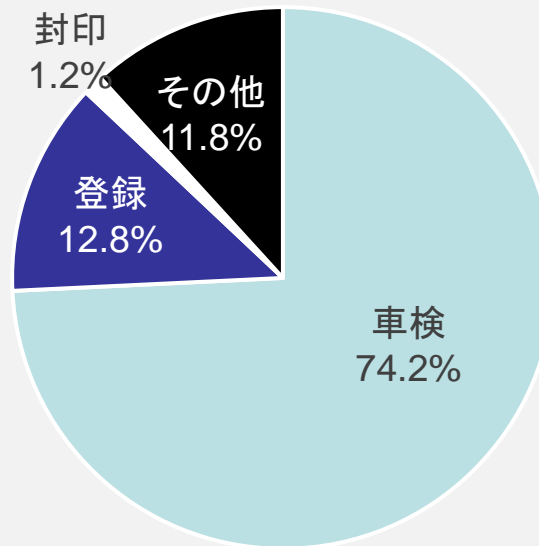


運行目的の分析結果

- 貸与総件数 81,296 件のうち、運行目的ごとにそれぞれ、車検 64,951 件、登録 6,295 件、封印 1,263 件、その他 8,767 件
- その他の目的としては、整備、修理、販売、試運転、解体等との回答があった。



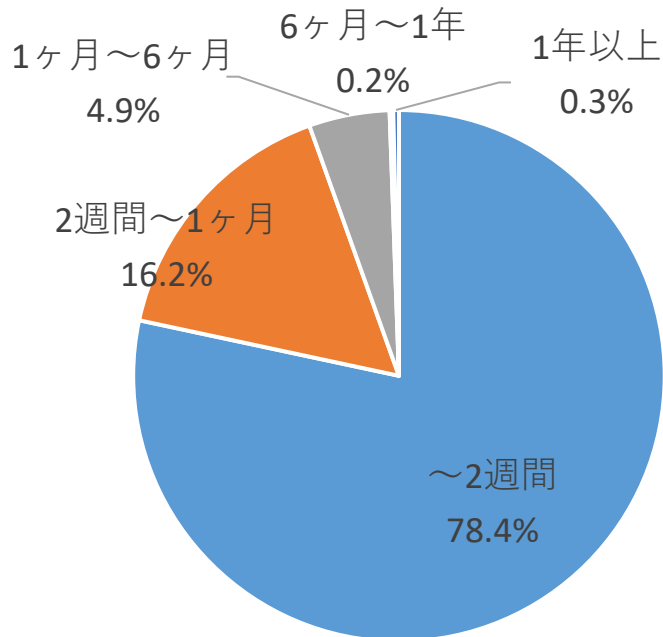
(参考) 全国における割合



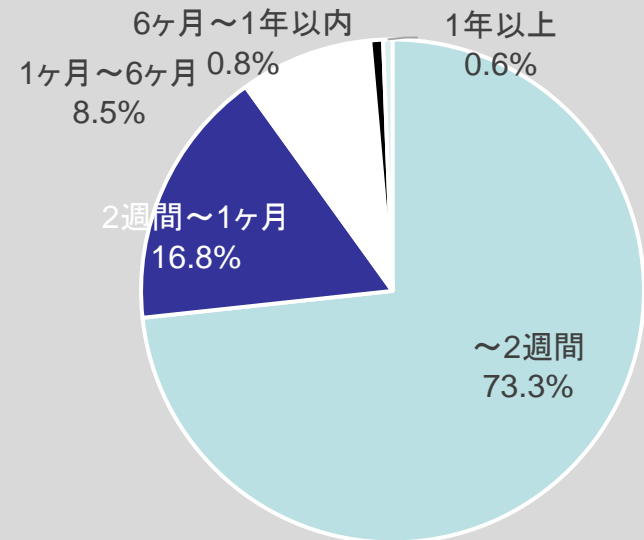
- ・総貸与件数に対する車検の割合が約 8 割となっており、大半が車検目的で利用されていることが明らかになった。
- ・全国における割合に比べると車検、封印のための許可割合が若干比率が高く、その分登録目的での許可割合が低い結果となった。

期間超過して返納された臨時運行許可番号標の超過期間別件数

- 番号標の返納遅延日数について調査を実施。
- 期間内に返納されなかった総件数は6,763件。内訳としては、2週間以内5,306件、1か月以内1,097件、6か月以内332件、1年以内15件、1年超23件となっている。



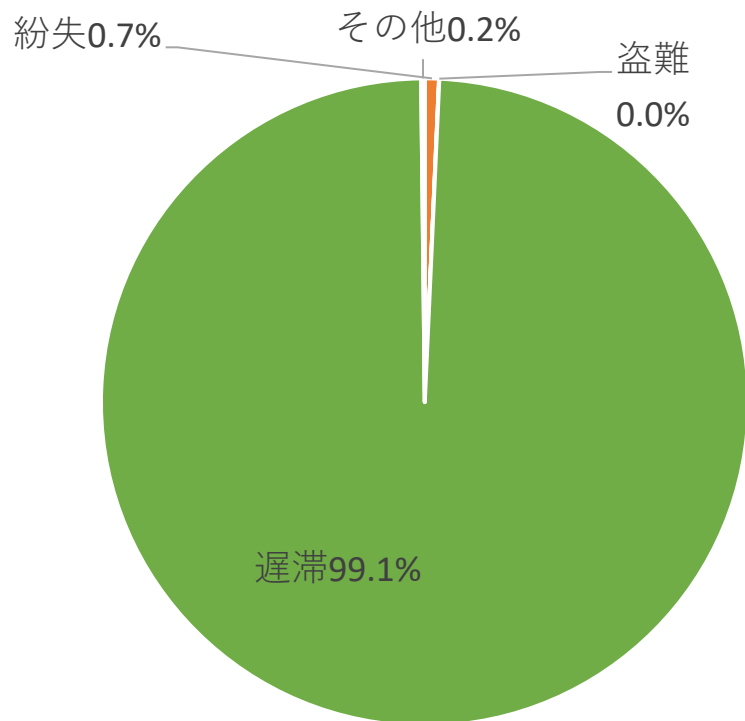
(参考) 全国における割合



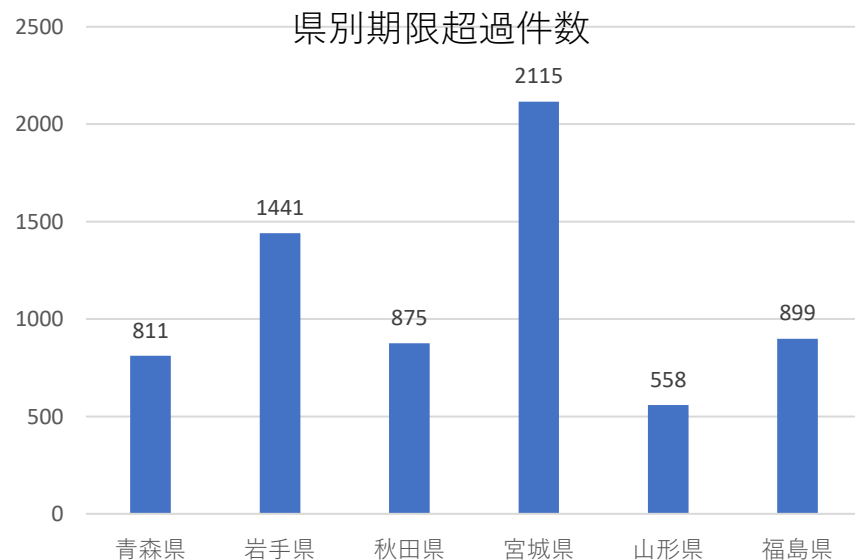
- ・返納されなかった期間としては、2週間以内が、全体の約8割を占め、2週間から6か月以内が残りのほとんどを占めるが、わずかに半年を超える場合も存在する。総貸与件数における遅延割合は8.3%であった。
- ・全国の状況と比較すると、2週間以内の遅延割合が若干高く、全体的に遅延期間は短めとの結果が出た。総貸与件数における遅延割合も全国における割合と比較して低い結果となった。(全国の遅延総件数：109,302件、遅延の占める割合：14.9%)

返納期限超過の理由

- 許可番号標を期日内（期限後5日以内）に返納できなかった理由について調査した。
- 回答を得た6,699件の内訳は、遅滞6,639件、紛失47件、盗難1件、その他12件となっている。
※件数については自治体ごと把握に差があるため前頁の結果と一致しない

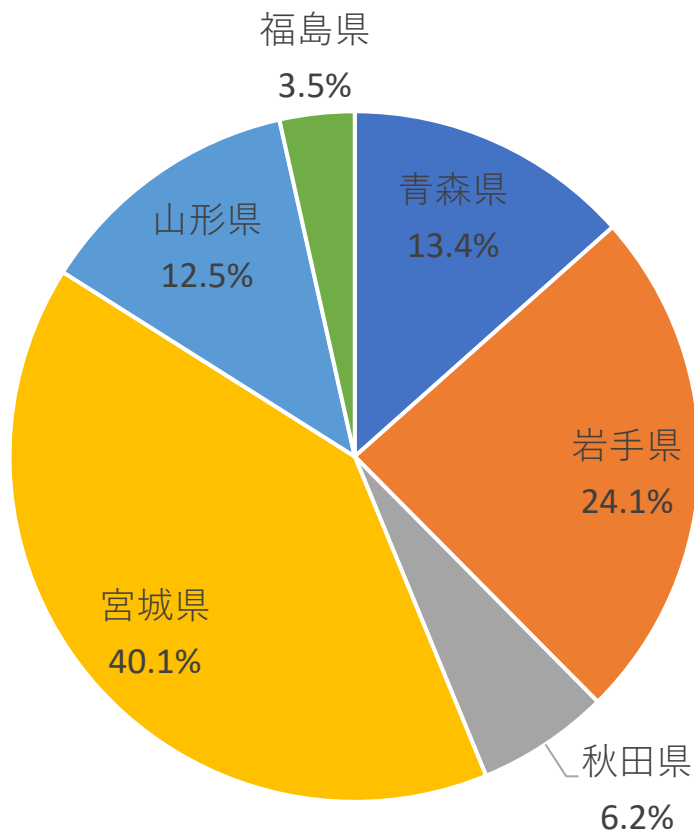


- ・わずかに、紛失や盗難により返納期限を超過した例があったものの、返納期限超過の理由のほぼすべてが遅滞によるものとの結果が出た。
- ・返納期限超過は宮城県が最も多く、岩手県、福島県がそれに続いた。



未返納となっている臨時運行許可番号標組数

- 調査時点において返納期限を超過した後も返納されていない番号標組数を調査
- 東北局管内では、調査時点において、計112組の未返納許可番号標が存在することが確認された。



・112件の内訳をみると、宮城県が約4割を占めている状況（45件）。それに岩手県（27件）、青森県（15件）と続き、3県で全体の8割弱を占めている。

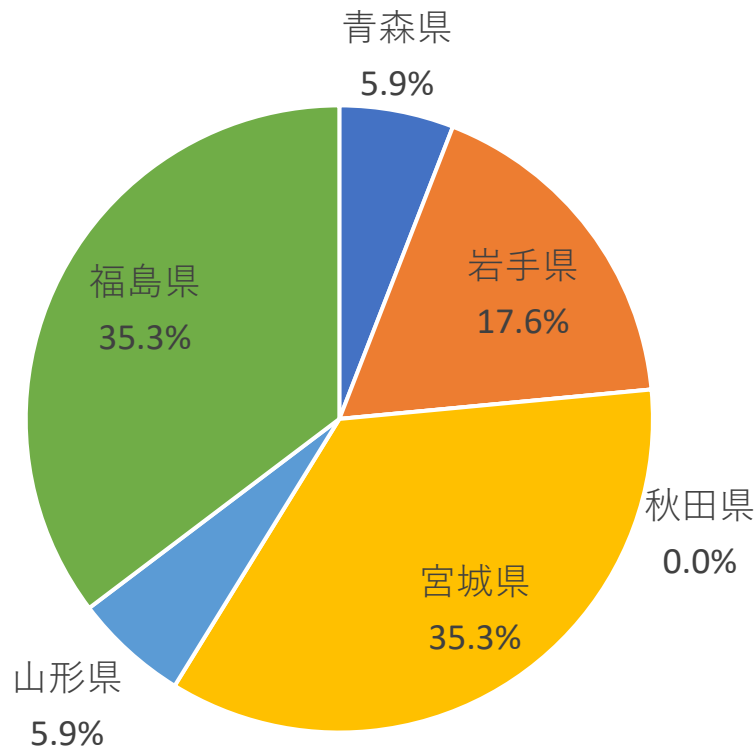
・貸与件数と未返納の発生にはおおよそ相関関係があるが、福島県は貸与件数に比して未返納となっている件数が少ない結果となった。

・東北運輸局管内の市町村で保有する臨時運行許可番号標の約1.3%が使用できない状況になっている（全国平均約5.8%）。

・なお、東北運輸局管内では発生していないものの、他の運輸局管内においては、臨時運行許可番号標の在庫不足により、申請があった際に貸与できなかったとの事案も発生している。

未返納により失効した臨時運行許可番号標組数

- 一定期間番号標を返納されなかったことで、貸し出しを行っている市町村の裁量により無効公示を行い失効となった番号標組数を調査。
- 未返納により失効した臨時運行許可番号標の件数は、東北局管内では、計17件であった。



・17件の内訳をみると、宮城県と福島県がそれぞれ6件。それに岩手県が3件、青森県、山形県がそれぞれ1件ずつ、秋田県は0件との結果が出た。

・宮城県と並び福島県でも失効した臨時運行許可番号標の件数が多い結果となり両県併せ約7割となった。

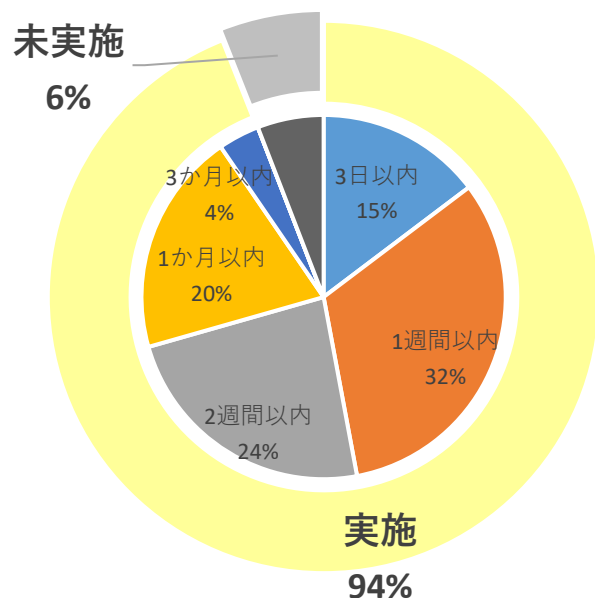
・返納の遅れが管内で約6,700件発生している状況からすると、失効となった件数はごくわずかであった。紛失や盗難により物理的に返納できないケースは極僅かであること、失効にすると再使用ができなくなることから実際に失効となる件数は少なかったと考えられる。

返納期限超過への対応について

● 期日内に臨時運行許可番号標が返納されなかった場合、具体的にどのような対応方法がとられているのかを調査した。

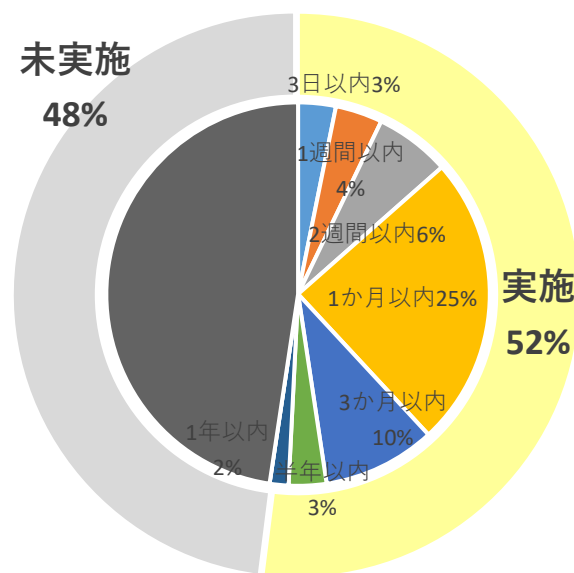
※ 回答につき、「違反事例なし」「その他」と回答した自治体は除いている。

電話督促



対応法として、電話督促を行っているという回答があった自治体数は大変多く、9割以上の自治体が実施している結果となった。
遅滞発生後1週間以内に実施される場合が特に多かった。

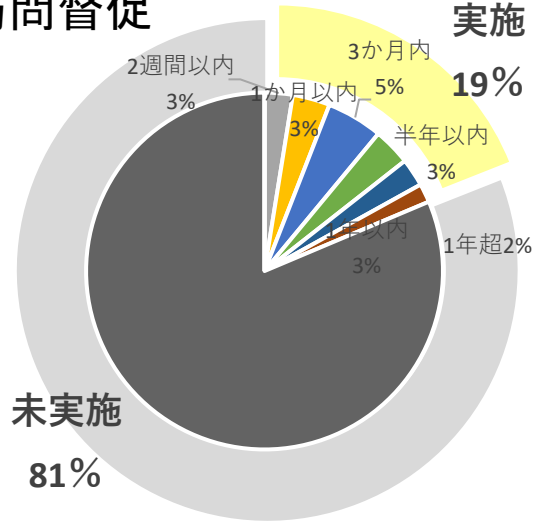
書面督促



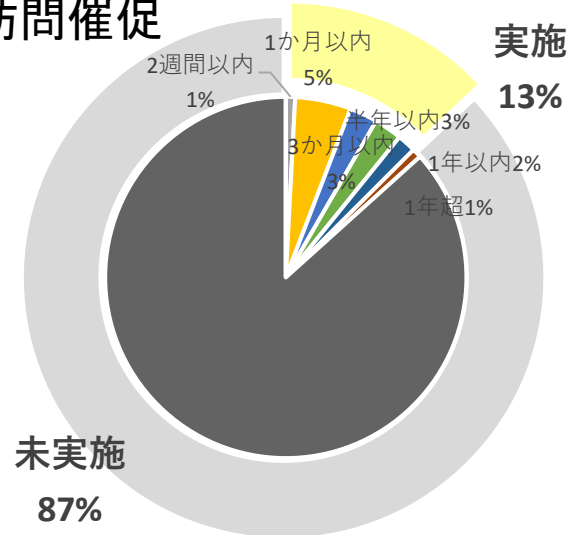
電話督促ほどではないものの、書面督促を実施している自治体数も約半数に上った。
1か月以内に実施との回答が最も多く、複数回電話督促をしても返却されない場合に実施するとの回答もあった。

返納期限超過への対応について

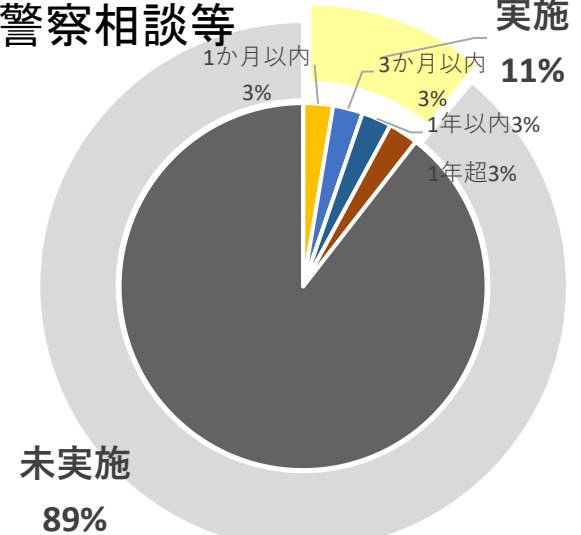
訪問督促



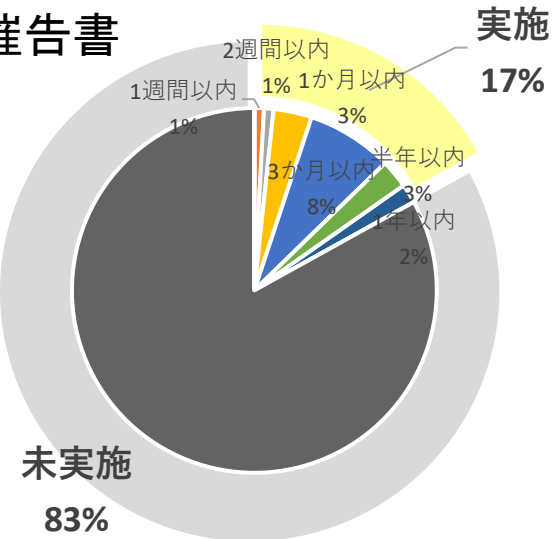
訪問催促



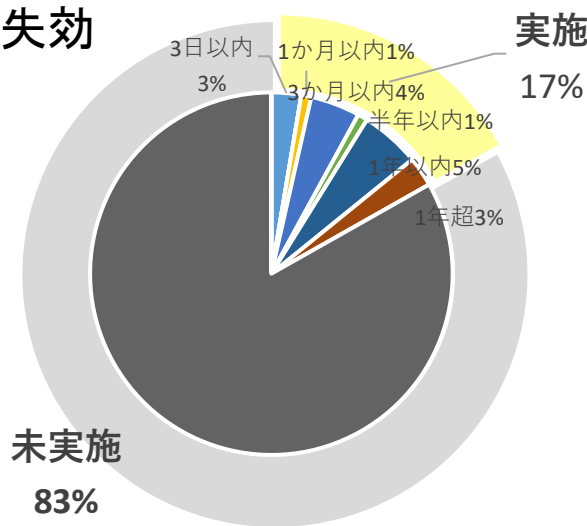
警察相談等



催告書



失効



・電話督促や書面督促とは異なり、実施率はおおよそ1～2割程度との結果になった。

・実施時期については1年を超えたタイミングで実施との回答もあり、電話や書面による督促で返納されないような場合の最後の手段としてこれらの方法がとられているものと考えられる。

・電話督促や書面督促により大部分が返納されることも実施率が低い要因と考えられる。

調査結果とりまとめ

・本調査の結果・分析は以下のとおり

○利用目的は車検のためが約 8 割を占め、またその他の目的にも整備、修理、試運転など、車検に関係すると思われる目的が多く含まれていた。

○多くの自治体で、返却期限の説明はされているが、期限内に返却されないケースは発生しており、そのほとんどが遅滞が原因となっている。遅滞の発生している自治体は口頭説明以外にもチラシを配布したり許可証を入れるファイルに注意事項を記載する等様々な工夫がなされていた。

○返却までの期間は約 8 割が 2 週間以内、残りの 2 割が半年以内に返却されているが、一部返却まで一年程度要するケースも存在した。

○自治体の対応としては 7 割弱の自治体で、1 か月以内に電話での督促を行っており、それでも返却されていないような場合に督促状による対応がとられ対応の二本柱になっている。しかしながら、特に件数の多い自治体にあっては返納遅滞に伴う対応が大きな負担になっていることも推測される。